省　令

○厚生労働省令第十五号

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和二十二年政令第二百四十八号）第三十四条の規定に基づき、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月三日　厚生労働大臣　長妻　昭

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部を改正する省令

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則（昭和二十二年労働省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「労働保険審査会」の下に「（以下「審査会」という。）」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による審理）

第十条の二　審査会は、審理を行う場合において、再審査請求人が遠隔の地に居住しているときその他審査会が相当と認めるときは、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審理を行うことができる。

2　前項に規定する方法により審理を行う場合には、当事者又はその代理人の意見を聴いて、当事者又はその代理人を当該審理に必要な装置の設置された場所であつて審査会が相当と認める場所に出頭させてこれを行う。

3　第一項に規定する方法により審理を行う場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の審理の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。

4　第一項に規定する方法により審理を行つたときは、その旨及び当事者又はその代理人が出頭した場所を調書に記載しなければならない。

第十一条中「労働保険審査会」を「審査会」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十七条第十四項の規定による立入検査証の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月三日　農林水産大臣　赤松　広隆

エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十七条第十四項の規定による立入検査証の様式を定める省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十七条第十四項の規定による立入検査証の様式を定める省令（昭和五十四年農林水産省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

本則の様式の裏面を次のように改める。

裏

Ｅネルギーの使用の合理化に関する法律抜すい

第87条

3　主務大臣は、第３章第１節（第７条第１項及び第５項、第７条の２第１項、第７条の３第１項、第７条の４第１項及び第３項、第８条第１項、第13条第１項、第17条第１項及び第３項並びに第19条第１項及び第４項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

9　主務大臣は、第４章第１節第２款（第61条第１項及び第４項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

14　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

15　第１項から第13項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第92条　第３章第１節及び第87条第３項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2　第４章第１節第２款及び第87条第９項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

第96条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第15条第１項（第19条の２第１項において準用する場合を含む。）、第56条第１項（第69条及び第71条第６項において準用する場合を含む。）、第63条第１項、第75条第５項、第75条の２第３項若しくは第87条第１項から第３項まで若しくは第５項から第13項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第５項から第13項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十七号）第二条の規定の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

告　示

○法務省告示第七十四号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年二月一十日から効力を生ずる。

平成二十二年二月三日

法務大臣　千葉　景子

千葉県香取郡神崎町長

新潟県小千谷市長

宮崎県児湯郡高鍋町長

山形県西村山郡河北町長

山形県最上郡最上町長

岩手県九戸郡野田村長

秋田県山本郡三種町長

○法務省告示第七十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年二月三日

法務大臣　千葉　景子

住所　名古屋市北区志賀町４丁目73番地
安美保子　昭和53年10月31日生

住所　名古屋市中川区高杉町251番地
黄朋子　昭和61年６月30日生

住所　名古屋市東区矢田１丁目５番１号
張洙泳　昭和27年３月30日生

住所　愛知県北名古屋市徳重広畑53番地６
李由美　昭和36年12月27日生

住所　京都市南区久世大築町３番地
李福南　昭和12年５月21日生

住所　京都市北区小山南大野町25番地１
權泰代　昭和43年10月25日生

住所　京都市山科区西野大鳥井町35番地46
禹炳天　昭和28年４月４日生
兪惠津子　昭和32年８月20日生
禹和也　昭和60年12月29日生
禹彰　平成４年５月29日生

住所　京都府京丹後市大宮町善王寺626番地８
李吉峯　昭和59年７月16日生

住所　京都府福知山市字内記19番地
朴富太郎　昭和47年７月８日生